

不良債権の状況

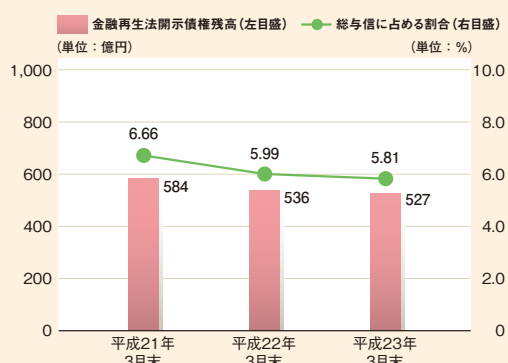
Kirayaka Bank

金融再生法開示債権

平成23年3月末の金融再生法に基づく開示債権は、営業店と本部が連携し一体となり、経営改善支援を積極的に取組んだ結果、前年比9億20百万円減少の527億43百万円となり、同不良債権比率につきましては前年比0.18%低下の5.81%となりました。

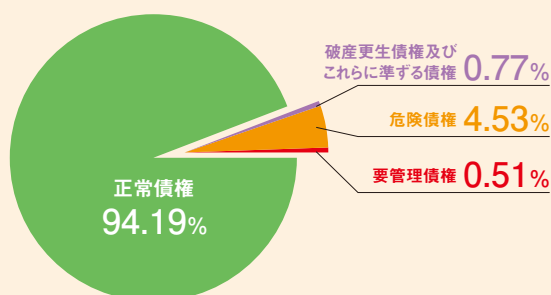
今後も引き続き、お取引先企業へ財務内容改善等を中心としたノウハウを提供することで、経営支援・経営指導をこれまで以上に強化し、資産の健全化に努めてまいります。

金融再生法開示債権残高および総与信に占める割合



総与信に占める割合

(平成23年3月末)



保全状況

(単位: 億円)

	債権額 (A)	保全額 (B)	担保保証等		保全率 (B/A)
			担保保証等	貸倒引当金	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	70	70	42	27	100.00%
危険債権	410	305	200	104	74.23%
要管理債権	46	14	8	5	30.87%
合計	527	389	251	138	73.84%

【用語解説】

■ **破産更生債権及びこれらに準ずる債権**
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

■ 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。

■ 要管理債権

3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。

※金額は単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、構成比については端数を調整して表示しているものを含んでおります。